

地方独立行政法人法の改正に伴う年度計画及び年度評価の取扱いについて

1. これまでの状況

○公立大学法人においては、以下の事項が毎年度義務付けられていた。

①年度計画の作成

②業務実績報告書を作成し、評価委員会の年度評価を受けること

⇒法人・設立団体ともに事務負担が大きく、教育の質の向上や地域貢献に十分に取組み
ないという状況であった。

※国立大学法人においては、年度計画・年度評価（上記①②）ともに令和4年4月に廃止

2. 概要

○「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和5年法律第58号）」が令和5年6月16日に公布・施行。

○上記に伴い、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）が改正され、公立大学法人における年度計画及び各事業年度に係る業務の実績等に関する評価については、中期計画に以下2点の措置の実施状況に関する指標を追加した上で廃止されることとなった。

①住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

②業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

※なお、中期目標期間の5年度目に暫定評価を行い、中期目標期間終了翌年度に中期目標期間評価を実施しているが、これらは引き続き実施される。

3. 経過措置

○改正後の規定は、令和6年4月1日以降に開始する中期目標期間に係る年度計画等について適用される。

○令和6年4月1日以前に開始した中期目標期間に係る中期計画に新たに指標を定めた場合には、上記にかかわらず、翌事業年度の年度計画等について適用される。

⇒公立大学法人宮城大学においては、第3期中期目標期間においてはこれまで同様に年度計画を作成し、評価委員会の年度評価を受けることとする。